

## 計画策定の意義

- ①人権をめぐる現状を明らかにすること
- ②人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと
- ③行政、学校、企業、民間団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

## 計画の性格

- ①人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえたものであること  
※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律には、地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念や人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務が規定されています。
- ②『「人権教育のための国連10年」小国町行動計画』を基本に、さらに内容を充実発展させたものであること

## 人権教育・啓発の定義

すべての町民を対象として、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて行われるものであって、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、物事を人権の視点でとらえ、それを自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育・啓発

## 人権教育・啓発の目標

すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させること

すなわち、すべての人が出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し（必要に応じた「ケア」も含め）あらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることのできるようなコミュニティを創造すること

## 計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」と言われています。世界人権宣言や日本国憲法で保障されているように、すべての人々には、人間として尊重され、生きていく権利があります。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、自分の生活を理由なく侵害されず、人が人として生きていくことのできる権利です。

つまり、人権とは、「衣」・「食」・「住」が満たされていることや、健康であること、生命・身体が守られること、自由に発言できることなど、すべての日常生活に関わるものであり、人権問題は、特定の人の問題ではなく、すべての人にとって身近な問題です。

しかしながら、わが国においては女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関するさまざまな人権問題が依然として存在しています。

また、近年、子どもたちが対象になったり、当事者となるような犯罪が頻繁に起きており、さらに、インターネット上の差別情報等も大きな問題となっています。

このような中、『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』が制定されたことにより、地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが求められています。

小国町においても、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、行政、学校、企業・民間団体及び住民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取組を進める必要があります。

このため、今般、小国町での歴史的、地理的、また人的なつながりを考慮し、地域一体となって人権教育・啓発に関する基本計画の策定に取り組むこととなりました。

そして、今後の中長期的な人権施策の推進を図るため、『小国町人権教育・啓発基本計画』を策定しました。これからは、本計画に基づき人権教育・啓発を着実に進めてまいります。

小国町役場 住民課

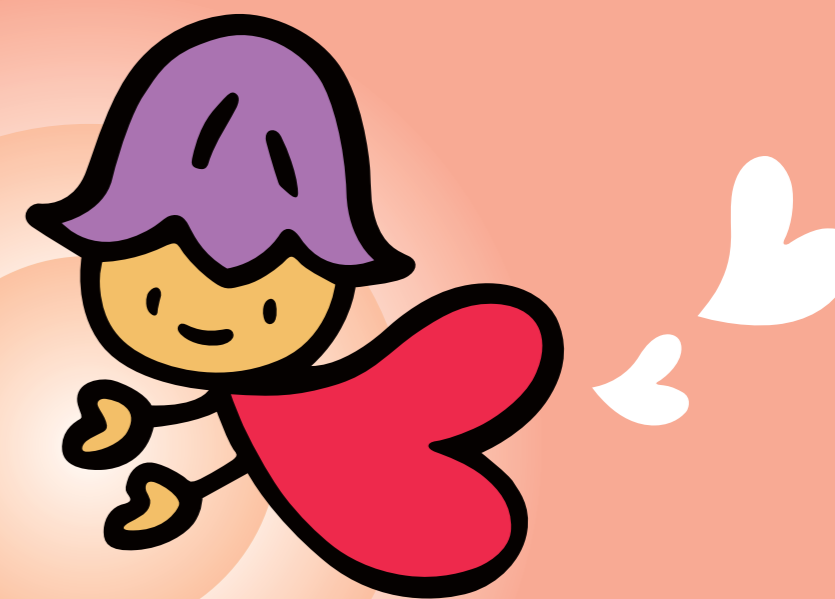
TEL 0967-46-2115 FAX 0967-48-5323

小国町隣保館

TEL 0967-46-5720 FAX 0967-46-5721

# 小国町人権教育・啓発基本計画

みんなが安心して暮らせる社会を目指して



「コッコロ」  
熊本県人権啓発  
マスコットキャラクター

平成22年（2010年）3月

小 国 町

# 人権の重要課題の現状等

## 女性の人権

**現状** 性差別意識や固定的な性別役割分担意識は、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪など、女性に対する暴力や人権侵害につながっているとされています。また、女性の社会進出や男女それぞれの幅広い生き方の選択も妨げています。

- 課題**
- ドメスティック・バイオレンス等の被害を受けた女性の保護と自立支援のための取組みや被害者の更正に向けた取組み
  - 就業環境の整備、育児・介護サービスの充実、男性も含めた働き方の見直しや政策決定の場への参画の拡大
  - 女性特有の様々な悩みに対応した支援策の充実 など

## 子どもの人権

**現状** 少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、家庭においては、子育ての負担に伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待事案の増加につながっています。また、学校においては、いじめや不登校、中途退学などの問題が憂うべき状況にあります。

- 課題**
- 児童相談所の体制充実や、福祉・医療・教育・警察など関係機関との連携
  - スクールカウンセラーやいじめ・不登校アドバイザーの配置など学校における指導・支援体制の充実
  - 子どもの権利に関する啓発への取組み など

## 高齢者の人権

**現状** 高齢化が急速に進展する中、身体的虐待や介護・世話の放棄など、高齢者への虐待事例が確認されています。また、高齢者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会的活動への参加が阻まれている状況にあります。

- 課題**
- 高齢者を地域で支援するネットワーク整備など、身近な機関を核とした地域全体での高齢者虐待防止への取組み
  - 介護保険施設等に対する身体拘束廃止に向けた指導の強化
  - シルバー 110 番などの相談事業の着実な取組み など

## 障がい者の人権

**現状** 地域での生活を希望している障がい者が多い一方、障がい者に対する誤解や偏見、理解のない行動などがいまだに多く存在しています。また、障がい者に対する財産の侵害や障がい者を狙った犯罪なども発生しています。学校では、共生社会の基礎となる「特別支援教育」がスタートしました。

- 課題**
- 成年後見制度の普及や地域福祉権利擁護センターの充実
  - 障がい者の就業に関する支援
  - 障がいに対する正しい知識の普及と日常的なふれあいをとおした相互理解の促進 など

## 同和問題

**現状** 同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法で保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。住宅や道路などの生活環境をはじめとする物的な基盤整備については、これまでの取組みにより、大きく改善されましたが、就労の安定や学力保障など残された課題もあり、また、結婚や就職時における差別の問題も、依然として存在しています。近年においては、インターネットを利用した差別情報の掲載なども大きな問題です。

- 課題**
- 同和問題に対する正しい理解の促進
  - 同和問題の解決に向けた地域や企業等との連携 など

## 外国人の人権

**現状** 国際化の進展に伴い、外国との人的物的交流が拡大する中、異なる民族・国・地域・文化等について、正しい理解がなされていないことなどにより、就労差別や入居・入店拒否などの差別事例が発生しています。また、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向にあります。

- 課題**
- 日本語学習機会の確保や医療など日常生活や緊急時における相談・情報提供機能の充実
  - ビジネス、観光の場等における外国語表示
  - 在住外国人と地域住民との交流促進 など

## 水俣病をめぐる人権

**現状** 今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病患者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。また、被害者本人や家族の高齢化が進んでおり、中でも胎児性・小児性の被害者の多くの方が50歳代を迎え、日常生活において様々な支障や不安が発生しています。

- 課題**
- 水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況を広く発信していく取組みの継続
  - 被害者やその家族が、地域において安心して日常生活が送られるような、また、社会参加が促進されるような地域における支援の充実 など

## ハンセン病回復者等の人権

**現状** ハンセン病療養所入所者は、病気は完治していますが、多くの方が後遺症として身体に障がいが残っているため、依然として患者であるとの誤解が払拭されていないのが現状です。また、社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件が県内で発生するなど、偏見や差別が根強く残っています。

- 課題**
- ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発
  - 地域社会との交流活動への支援 など

## 感染症・難病等をめぐる人権

**現状** 医学的に不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族などに対する様々な人権問題が生じています。また、難病患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受ける人もいます。

- 課題**
- それぞれの病気に対する正しい知識の普及・啓発の促進
  - HIV感染者・エイズ患者が社会に受け入れられ、自立した生活を送ることができるような普及・啓発
  - 地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談・支援の取組み など

## 犯罪被害者等の人権

**現状** 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的な被害や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けています。また、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材及び報道により二次的被害を受けられる場合があり、更に苦しんでいる状況にあります。

- 課題**
- 被害回復のための諸制度等に関する情報の提供
  - 二次的被害の防止並びに再被害の防止に向けた取組みの強化
  - 関係機関・団体による被害者支援ネットワークの活性化 など

## インターネットによる人権侵害

**現状** インターネットが急速に普及する中、その匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報やプライバシーに係る情報を公開するなどの行為がみられます。また、インターネットや携帯電話の児童生徒への普及に伴い、掲示板やメールを利用したいじめや出会い系サイトに関係したトラブルなどの被害が発生しています。

- 課題**
- 家庭とのしっかりとした連携の下に行う児童生徒の情報モラル教育の推進
  - 情報モラルについて正しい理解と認識を深めるような啓発活動の推進
  - 正しい情報を見極める力（情報リテラシー）を高めていくための取組み など

## 様々な人権課題

**現状** 様々な人権課題として、以下のような課題があります。

- 刑を終えて出所した人等の人権
- アイヌの人々の人権
- ホームレスの人権
- 性同一性障がい・性的指向をめぐる人権
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

- 課題**
- それぞれの問題に対する正しい理解・認識と問題解決に向けた積極的な態度を養う啓発活動への取組み